第７３号議案

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２５年(2013年)８月３０日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和３４年３月町田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項中「附則第４４条の２第３項」を「附則第４４条の２第４項及び第５項」に、「第３６条」を「第３５条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

＿部分は改正部分

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
附　則 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例） １５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第４４条の２第４項及び第５項の規定の適用を受ける場合における附則第４項（附則第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第４項中「第３５条第１項」とあるのは「第３５条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	附　則 （東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例） １５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第４４条の２第３項の規定の適用を受ける場合における附則第４項（附則第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第４項中「第３６条」とあるのは「第３６条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。